

和歌山県報

発行和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

次(*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

〇 規則

* 51	和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則	(食品・	生活衛生記	果)1
* 52	クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(") 1
* 53	理容師法施行細則の一部を改正する規則	(") 9
* 54	美容師法施行細則の一部を改正する規則	(<i>II</i>) 13
* 55	旅館業法施行細則の一部を改正する規則	(") 17
* 56	興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則	(<i>II</i>) 28
* 57	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を	 放正する 対	規則	
		(") 33
* 58	食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(<i>II</i>) 35
* 59	公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(") 42

規則

和歌山県規則第51号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則(昭和63年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する	(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する
。 (1)~(12) 略 (13) 旅館業法(昭和23年法律第138号)に関する次のこと。 ア 略 イ 第3条の2から第3条の4までの規定による営業者の地位の承継の承認 ウ~ク 略 (14)~(53) 略	。 (1)~(12) 略 (13) 旅館業法(昭和23年法律第138号)に関する次のこと。 ア 略 イ 第3条の2 <u>及び第3条の3</u> の規定による 営業者の地位の承継の承認 ウ~ク 略 (14)~(53) 略

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

和歌山県規則第52号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和25年和歌山県規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(クリーニング所における表示事項)

第1条の2 クリーニング所の営業者は、当該クリーニング所の見やすい場所に当該クリーニング所に従事するクリーニング師の免許証及び前条第3項のクリーニング所開設届出済証を掲示しておかなければならない。

(指定洗濯物の消毒の方法)

- 第3条 クリーニング業法施行条例(平成14年条例第68号)第11号イの規定により知事が別に定める指定洗濯物の消毒の方法は、次のとおりとする。
 - (1)~(6) 略
 - (7) 過酢酸消毒(過酢酸濃度が150ピーピーエム以上の水溶液中に摂氏60度以上で10分間以上浸すか、又は過酢酸濃度が250ピーピーエム以上の水溶液中に摂氏50度以上で10分間以上浸すことをいう。)

(譲渡による営業者の地位の承継の届出)

第4条の2 施行規則第2条の2第1項の規定に よる届出書は、別記第3号様式の2によらなければならない。

(相続による営業者の地位の承継の届出)

第4条の3 施行規則第2条の3第1項の規定に よる届出書は、別記第3号様式の3によらなければならない。

(合併による営業者の地位の承継の届出)

第4条の4 施行規則第2条の4第1項の規定による届出書は、別記第3号様式の4によらなければならない。

(分割による営業者の地位の承継の届出) 第4条の5 施行規則第2条の5第1項の届出書 は、別記第3号様式の5によらなければならな

は、別記第3号様式の5によらなければならない。

改正前

(クリーニング所における表示事項)

第1条の2 クリーニング所の営業者は、当該クリーニング所の見やすい場所に当該クリーニング所に従事するクリーニング師の免許証及び前条第2項のクリーニング所開設届済証を掲示しておかなければならない。

(指定洗濯物の消毒の方法)

第3条 クリーニング業法施行条例(平成14年条例第68号)第11項イの規定により知事が別に定める指定洗濯物の消毒の方法は、次のとおりとする。

(1)~(6) 略

(相続による営業者の地位の承継の届出)

第4条の2 施行規則第2条の2第1項の規定に よる届出書は、別記第3号様式の2によらなければならない。

(合併による営業者の地位の承継の届出)

第4条の3 施行規則第2条の3第1項の規定に よる届出書は、別記第3号様式の3によらなければならない。

(分割による営業者の地位の承継の届出) 第4条の4 施行規則第2条の4第1項の届出書 は、別記第3号様式の4によらなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

(表)

クリーニング所開設届出書

年 月 日

保健所長 様

営業者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

下記のとおりクリーニング所を開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、 必要書類を添えて届け出ます。

記

クリーニ	ニング	所の名称				
クリーニ	ニング	所の所在地				
開設予定	定年月	日				
営業者	住所	(法人にあっては、	その所有	E地)		
	本籍					
	氏名	(法人にあっては、	その名称	尔)		
			年	月	日生	
管理人	住所					
	本籍					
	氏名					
			年	月	日生	
従事者数	汝					名
営業形態	好					1 リネンサプライ業 (繊維製品を使用 させるために貸与し、その使用済後は 回収して洗濯し、さらにこれを貸与す ることを繰り返して行う営業) 2 取次業 (洗濯をしないで洗濯物の受 取及び引渡しをする営業) 3 1及び2以外の営業
		業法第3条第3項第	有 · 無			
令で指定	官する	冼濯物の取扱いのす				

- 1 クリーニング所の構造、設備図面 2 営業者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書 3 従事者中にクリーニング師のある場合は免許証の写し 4 従事者の名簿(氏名及び生年月日) 5 その他知事が必要と認める書類

番号	氏名			住所	
号	生年月日			登録都道府県、登録番号、登録年月日	
	本籍				
1					
	年	月	日生		
2					
	年	月	日生		
3					
	年	月	日生		
4					
	年	月	日生		
5					
	年	月	日生		
	•				

別記第1号様式の2(表)	を次のように改める。

別記第1号様式の2(第1条関係)

(表)

無店舗取次店営業届出書

年 月 日

保健所長 様

営業者氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

下記のとおり無店舗取次店を開設するので、クリーニング業法第 5 条第 2 項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

記

無店舗耳	文次店の名称				
業務用耳	三両の自動車登録番号又は車両番号				
業務用車	軍両の保管場所				
営業区域	艾				
営業開始	台の予定年月日				
業務用耳	軍両の構造の概要				
営業者	住所(法人にあっては、その所在地)				
	氏名(法人にあっては、その名称)				
	本籍				
	生年月日				
	電話番号				
従事者数	女				名
クリーニ	ニング業法第3条第3項第5号の厚生労働省	有 · 無	無		
令で指定	ごする洗濯物の取扱いの有無	1	•	/////	

- 1 営業者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書 2 従事者中にクリーニング師のある場合は免許証の写し 3 従事者の名簿(氏名及び生年月日) 4 その他知事が必要と認める書類

別記第3号様式の4中	「第4条の4」	を	「第4条の5」	に改め、	同様式を別記第3号様式の5とする。
					同様式を別記第3号様式の4とする。
				に改め、	同様式を別記第3号様式の3とする。
別記第3号様式の次に	次の1様式を	·加;	える。		

別記第3号様式の2(第4条の2関係)

クリーニング所等営業者地位承継(譲渡)届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者 住所 氏名

> 年 月 日生 (法人にあっては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり譲渡によりクリーニング所等の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

営業を譲渡した者の 住所(法人にあって は、その主たる事務 所の所在地)	
営業を譲渡した者の 氏名(法人にあって は、その名称及び代 表者の氏名)	
譲渡の年月日	
クリーニング所の所 在地又は無店舗取次 店の業務用車両の保 管場所及び自動車登 録番号若しくは車両 番号	
クリーニング所又は 無店舗取次店の名称	
備考	

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 営業者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第1条の2及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第53号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和33年和歌山県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条 略	第1条 略
(譲渡による開設者の地位の承継の届出) 第2条 施行規則第20条の2第1項の届出書は、 別記第5号様式によらなければならない。	
(相続による開設者の地位の承継の届出) 第3条 施行規則第21条第1項の届出書は、 <u>別記</u> 第6号様式によらなければならない。	(相続による開設者の地位の承継の届出) 第2条 施行規則第21条第1項の届出書は、 <u>別記</u> 第5号様式によらなければならない。
(合併による開設者の地位の承継の届出) 第4条 施行規則第22条第1項の届出書は、 <u>別記</u> 第7号様式によらなければならない。	(合併による開設者の地位の承継の届出) 第3条 施行規則第22条第1項の届出書は、 <u>別記</u> 第6号様式によらなければならない。
(分割による開設者の地位の承継の届出) 第5条 施行規則第22条の2第1項の届出書は、 別記第8号様式によらなければならない。	(分割による開設者の地位の承継の届出) 第4条 施行規則第22条の2第1項の届出書は、 別記第7号様式によらなければならない。
<u>第6条</u> 略	<u>第5条</u> 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

理容所開設届出書

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所 氏 名

(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり理容所を開設するので、理容師法第11条第1項の規定により、必要書類を添えて届 け出ます。

				記							
理容所		名称					電話				
		所在地									
開設者		氏名(法 人にあっ					登録番	号	備考		
		ては、そ の名称)		年	月	日生					
管理理容	序師	氏名					登録番	号	備考		
				年	月	日生					
		住所									
構造及び の概要	が設備	面積	作業所	待合所	備考				•		
			m²	m²							
		主な設備	理容用椅子								
			消毒設備								
理容師その従業員	氏名		生年月日	理容師	の登録	番号	膚疾病 臣の指	その他厚	結核、皮 生労働大 染性疾病 その旨	備者	ぞう
開設予定	至年月	Ħ	•	•					年	月	月
重複開設 の場合	美	容所の名称	(同一の場所で	現に美容所が	が開設 る	されて	いる場合	})			
^V <i>) ²70</i> 7 口 		美容所の開設予定年月日(同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合又は当該届出をこの届出と同時に行う場合)									日

- 1 開設者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書 2 開設者が外国人の場合にあっては、その住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国 籍等を記載したものに限る。)
- 3 理容師免許証の写し又は理容師免許証明書の写し 4 理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書 5 理容師法第11条の4の規定により管理理容師を置くときは、これを証する書類
- 構造及び設備の概要を明らかにした平面図 その他知事が必要と認める書類

				同様式を別記第8号様式とする。
				同様式を別記第7号様式とする。
				同様式を別記第6号様式とする。
別記第4号様式の資	欠に次の1橋	様式を加え	る。	

別記第5号様式(第2条関係)

理容所開設者地位承継 (譲渡) 届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所 氏 名

年 月 日生 (法人にあっては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり譲渡により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

譲渡人の氏名(法人にあ	
っては、その名称及び代	
表者の氏名)	
譲渡人の住所(法人にあ	
っては、その主たる事務	
所の所在地)	
譲渡の年月日	
理容所の所在地	
理容所の名称	
備考	

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
- 3 届出者が外国人の場合にあっては、その住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規 定する国籍等を記載したものに限る。)
- 4 その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第54号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和33年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

MONOR ENTRY OF THE PROPERTY OF			
改 正 後	改 正 前		
第1条 略	第1条 略		
(相続による開設者の地位の承継の届出) 第3条 施行規則第21条第1項の届出書は、 <u>別記</u> 第6号様式によらなければならない。	(相続による開設者の地位の承継の届出) 第2条 施行規則第21条第1項の届出書は、 <u>別記</u> 第5号様式によらなければならない。		
(合併による開設者の地位の承継の届出) 第4条 施行規則第22条第1項の届出書は、 <u>別記</u> 第7号様式によらなければならない。	(合併による開設者の地位の承継の届出) 第3条 施行規則第22条第1項の届出書は、 <u>別記</u> 第6号様式によらなければならない。		
(分割による開設者の地位の承継の届出) 第5条 施行規則第22条の2第1項の届出書は、 別記第8号様式によらなければならない。	(分割による開設者の地位の承継の届出) 第4条 施行規則第22条の2第1項の届出書は、 別記第7号様式によらなければならない。		
<u>第6条</u> 略	<u>第5条</u> 略		

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

美容所開設届出書

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所 氏 名

(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

記 美容所 名称 電話 所在地 氏名(法 開設者 登録番号 備考 人にあっ ては、そ の名称) 年 月 日生 年 月 日生 登録番号 備考 管理美容師 氏名 住所 構造及び設備 面積 作業所 備考 待合所 の概要 m² m^2 美容用椅子 脚、ドライヤー 主な設備 台、洗髮椅子 脚 消毒設備 生年月日 美容師 氏名 美容師の登録番号 美容師につき、結核、皮|備考 その他 膚疾病その他厚生労働大 の従業 臣の指定する伝染性疾病 がある場合は、その旨 員 年 月 日 開設予定年月日 重複開設 ▼理容所の名称 (同一の場所で現に理容所が開設されている場合) の場合 理容所の開設予定年月日(同一の場所で理容所の開設の届出がされて 年 月 日 いる場合又は当該届出をこの届出と同時に行う場合)

- 1 開設者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
- 2 開設者が外国人の場合にあっては、その住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する 国籍等を記載したものに限る。)
- 3 美容師免許証の写し又は美容師免許証明書の写し
- 4 美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 5 美容師法第12条の3の規定により管理美容師を置くときは、これを証する書類
- 6 構造及び設備の概要を明らかにした平面図
- 7 その他知事が必要と認める書類

				同様式を別記第8号様式とする。
				同様式を別記第7号様式とする。
				同様式を別記第6号様式とする。
別記第4号様式の資	欠に次の1橋	様式を加え	る。	

別記第5号様式(第2条関係)

美容所開設者地位承継 (譲渡) 届出書

年 月 日

保健所長 様

 届出者
 住
 所

 氏
 名

年 月 日生 (法人にあっては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

譲渡人の氏名(法人にあ	
っては、その名称及び代	
表者の氏名)	
譲渡人の住所(法人にあ	
っては、その主たる事務	
所の所在地)	
譲渡の年月日	
美容所の所在地	
美容所の名称	
備考	

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
- 3 届出者が外国人の場合にあっては、その住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に 規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 4 その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕っ て使用することができる。

和歌山県規則第55号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和58年和歌山県規則第79号)の一部を次のように改正する。

次の主のみて前側に担ばて担守た同主のみて後側に担ばて担守に下領ベニオト

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に	こ掲げる規定に下線で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
(添付書類) 第2条 施行規則第1条第1項に規定する営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)~(8) 略	(添付書類) 第2条 施行規則第1条第1項に規定する営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)~(8) 略 (9) 施行規則第1条第1項の規定により申請書を提出しようとする者(次項において単に「申請者」という。)が施行規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けたことを証する書面の写
<u>(9)</u> 略	2 (回)
(営業者の地位の承継の承認申請) 第2条の2 施行規則第1条の3第1項に規定する申請書は、別記第1号様式の2によるものとし、保健所長に提出しなければならない。	
第3条 施行規則 <u>第2条第1項</u> に規定する申請書は、合併の場合は別記第2号様式、分割の場合は別記第3号様式によるものとし、保健所長に提出しなければならない。	(営業者の地位の承継の承認申請) 第3条 施行規則第2条に規定する申請書は、合併の場合は別記第2号様式、分割の場合は別記 第3号様式によるものとし、保健所長に提出しなければならない。

第4条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第4号様式によるものとし、保健所長に提出しなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

(相続人の承認申請)

第4条 施行規則第3条に規定する申請書は、別 記第4号様式によるものとし、保健所長に提出 しなければならない。

和歌山県韓	级 号外		令和!	5年12月	12 日	(火曜日
別記第1号様式(第1条の2	関係)					
	旅館	自業営業許可	申請書	Æ		П
保健所長 様	举			年	月	日
	申請者	住所				
	1 111 11	氏名				
			月 日生(電	 記話)
		「 法/	、にあっては、・	その名称、	事務所	所在地
		し及び	が代表者の氏名			_
旅館業法第3条第1	項の規定により、	次のとおり旅	館業営業の許可	「を受けたい	へので申	ま請します
営業施設の所在地						
営業施設の名称						
(屋号又は商号)			(電	話)
営業の種別						
営業施設の構造設						
備の概要						
申請者が旅館業法第	3条第2項 右	- 無	該当の場合			
各号に該当すること	:の有無	/////	その内容			
営業施設が旅館業法	施行規則第5条第	第1項に該当	するときはその	の旨		

備考

1 添付書類

備考

- (1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面
- 営業施設の設置場所の周囲150メートルの区域内の状況を明記した見取図
- (3) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (4) 営業用の土地建物が他人の所有に係る場合は、その使用承諾書又はこれに代わる書類
- (5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(同法第87条第1項の規定の適用を受ける 場合にあっては、同項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による届出)の 写し
- (6) 消防法令適合通知書
- (7) 旅館業法施行条例第3条第3項第2号の適用を受けることとなる場合にあっては、水質検 査の結果が旅館業法施行細則第7条第1号に定める基準に適合することを証する書類
- (8) 入浴設備における湯水の供給及び排出に係る配管の系統図 (循環式浴槽を設置する場 合は循環配管、ろ過器及び消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口の位置が明らかであるこ と。)
- (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

和歌山県報 号外

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。	

別記第1号様式の2(第2条の2関係)

旅館業営業者地位承継(譲渡)承認申請書

年 月 日

保健所長 様

申請者 <護受人> 住 所 氏 名

<譲渡人> 住 所 氏 名

> 法人にあっては、その名称、事務所所在地 及び代表者の氏名

下記のとおり譲渡により営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定 により申請します。

記

譲渡の予定年月日	
営業施設の所在地	
営業施設の名称	
許可年月日及び指令番号	年 月 日許可 指令 第 号
旅館業法第3条第2項各号 に該当することの有無	有 · 無 該当の場合 その内容

備考

- 1 添付書類
 - (1) 旅館業の譲渡を証する書類
 - (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

和歌山県報 号外

令和5年12月12日(火曜日)

別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。		

	(Atto A BELLE)
別記第2号様式	(男3余渓/治)

旅館業営業者地位承継	(合併)	承認申請書
	$\langle \mathbf{u} \nu i \rangle$	\1\hr\ \1\hr\

年 月 日

保健所長 様

申請者事務所所在地名称代表者の氏名

(電話)

下記のとおり合併により営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により申請します。

記

合併により消滅する法人 の名称	
合併により消滅する法人 の事務所所在地	
合併により消滅する法人 の代表者氏名	
合併の予定年月日	
営業施設の所在地	
営業施設の名称	
許可年月日及び指令番号	年 月 日許可 指令 第 号
旅館業法第3条第2項各号 に該当することの有無	有 ・ 無 該当の場合 その内容

備考

- 1 添付書類 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第3号様式	(第3条関係)

旅館業営業者地位承継	(分割)	承認申請書
	(// 11//	1, hp. 1 hb H

年 月 日

保健所長 様

申請者事務所所在地名称代表者の氏名

(電話)

下記のとおり分割により営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の3第1項の規定に より申請します。

記

分割により承継する法人				
の名称				
分割により承継する法人				
の事務所所在地				
分割により承継する法人				
の代表者氏名				
分割の予定年月日				
営業施設の所在地				
営業施設の名称				
許可年月日及び指令番号	年月	日許可	指令	第 号
旅館業法第3条第2項各号	有 • 無	該当の場合		
に該当することの有無	7	その内容		

備考

- 1 添付書類 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第4号様式(第4条関係)

旅館業営業者地位承継	(相続)	承認申請書
	【生日形】	开心下时

年 月 日

)

保健所長 様

申請者 住所 氏名

年 月 日生 (電話

下記のとおり相続により営業者の地位を承継したので、旅館業法第3条の4第1項の規定により申請します。

記

被相続人との続柄		
被相続人の住所		
被相続人の氏名		
相続開始年月日		
営業施設の所在地		
営業施設の名称		
許可年月日及び指令番号	年 月 日許可	指令第 号
旅館業法第3条第2項各号 (第7号を除く。) に該当 することの有無	有・無 該当の場合 その内容	

備考

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 他に相続人がある場合、その全員の同意書
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

和歌山県報 号外

令和5年12月12日(火曜日)

別記第9号様式及び別記第10号様式を次のように改める。	

別記第9号様式(第6条関係)

旅館・ホテル営業

宿泊者名簿

簡易宿所営業

住所	氏名	年齢	連絡先	国籍 旅券番号	到着年月日	出発年月日
	住所	住所 氏名	住所 氏名 年齢	住所 氏名 年齡 連絡先		

備考 必要に応じ、英語その他の言語による表記を加えること。

別記第10号様式(第6条関係)

下宿営業宿泊者名簿

番号	住所	氏名	年齢	連絡先	国籍		転出した
					旅券番号	年月日	年月日

備考 必要に応じ、英語その他の言語による表記を加えること。

附

(施行期日)

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕っ て使用することができる。

和歌山県規則第56号

興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行条例施行細則(昭和59年和歌山県規則第87号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(営業許可の申請)

第3条 法第2条第1項の規定により許可を受け ようとする者は、別記第1号様式による申請書 を知事に提出しなければならない。

(譲渡による地位の承継の届出)

- 第3条の2 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第2号様式による届出書を知事に提出しなければならない。
- 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し なければならない

 - 図業の譲渡が行われたことを証する書類 届出者が法人の場合にあっては、届出者の 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 その他知事が必要と認める書類

(相続による地位の承継の届出)

- 第3条の3 法第2条の2第2項の規定により相 続による営業者の地位の承継の届出をしようと する者は、別記第3号様式による届出書を知事 に提出しなければならない。

(合併による地位の承継の届出)

第3条の4 法第2条の2第2項の規定により合併による営業者の地位の承継の届出をしようと する者は、<u>別記第4号様式</u>による届出書を知事 に提出しなければならない。

(分割による地位の承継の届出)

第3条の5 法第2条の2第2項の規定により分 割による営業者の地位の承継の届出をしようと する者は、<u>別記第5号様式</u>による届出書を知事 に提出しなければならない。

(申請事項の変更等の届出)

第4条 営業者は、第3条の申請書に記載した事 項を変更したときは別記第6号様式の届出書に 改正前

(営業許可の申請)

第3条 法第2条第1項の規定により許可を受け ようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、変更がない事項の記載又は関係書類の添付を省略 することができる。

(相続による地位の承継の届出)

第3条の2 法第2条の2第2項の規定により相 続による営業者の地位の承継の届出をしようと する者は、別記第2号様式による届出書を知事 に提出しなければならない。

(合併による地位の承継の届出)

第3条の3 法第2条の2第2項の規定により合 併による営業者の地位の承継の届出をしようと する者は、別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

略

(分割による地位の承継の届出)

第3条の4 法第2条の2第2項の規定により分 割による営業者の地位の承継の届出をしようと する者は、別記第3号様式の2による届出書を 知事に提出しなければならない。

(申請事項の変更等の届出)

第4条 営業者は、第3条の申請書に記載した事 項を変更したときは別記第4号様式の届出書に

より、営業の全部又は一部を停止したときは<u>別</u> 記第7号様式の届出書により、営業を廃止した ときは<u>別記第8号様式</u>の届出書によりそれぞれ 10日以内にその旨を知事に届け出なければなら ない。

営業者は、1月以上営業を停止した後、再び営業を開始しようとするときは、別記第9号様式によりその旨を知事に届け出なければならな

3 • 4 略

(施設設備等の衛生基準)

- 第10条 略 2 空気調和設備を用いたときの空気環境の基準 は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第129条の2の5に規定する基準による。

より、営業の全部又は一部を停止したときは<u>別</u> 記第5号様式の届出書により、営業を廃止した ときは<u>別記第6号様式</u>の届出書によりそれぞれ 10日以内にその旨を知事に届け出なければなら ない。

2 営業者は、1月以上営業を停止した後、再び 営業を開始しようとするときは、<u>別記第7号様</u> 式によりその旨を知事に届け出なければならな <u>,</u>

3 • 4 略

(施設設備等の衛生基準)

第10条 略

- 2 空気調和設備を用いたときの空気環境の基準 は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) <u>第129条の2の6</u>に規定する基準による。 3・4 略

別記第1号様式を次のように改める。

个山可	八山宗刊	ラット			市和3年.	12月12日	()()	唯口丿
別記第1号様式(第3条関係)							
		興行場営	業許可用	申請書				
						年	月	日
和歌山県知事	様							
			住所					
		申請者						
			氏名					
			·	月		_)
			法人に	あって	ては、その名称及び	び事務所の		
			所在地	並びに	工代表者の氏名	J		
興行場の営業	に係る許可を受り	ナたいので、興行	場法施行	亍条例	施行細則第3条の	規定により申	請しる	ます。

興行場の名称									
興行場の所在地									
興行場の種別									
構造設備の概要									
入場者定員									
営業開始予定年月日			年	月	日				
臨時又は仮設興行場の	年	月	日から		年	月	日まで		
場合はその期間	+	Л	H W O		+	Л	μаζ		
工事着手及び落成予定									
年月日									
備考								_	

- 1 興行場の建物の各階、観覧席、喫煙所、売店、便所等その他諸設備の図面
- 2 空気環境設備の構造仕様書
- 3 電気設備の図面
- 4 申請者が法人の場合にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 5 興行場の敷地及び建物が他人の所有に係るものであるときは、承諾書、賃貸借契約書の写し
- 6 興行場敷地の見取図
- 7 その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式(第3条の2関係)

興行場営業譲渡承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

年 月 日生 法人にあっては、その名称及び事務所の 所在地並びに代表者の氏名

下記のとおり興行場営業を承継したので、興行場法施行条例施行細則第3条の2第1項の規定により、届け出ます。

記

興行場の)名称				
興行場の)所在地				
興行場の営業許可 年月日及び番号		年第	月	日号	
興行場	住所(法人にあっては、その事務所の所在地)				
営業を譲渡した者	氏名及び生年月日 (法人にあって は、その名称及び 代表者の氏名)				
譲渡の年	三月日	年	月	日	
備考					

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第57号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中

「氏名又は名称

を

及び代表者の氏名」

「氏 名

(法人にあっては、その名称、 に改める。

所在地及び代表者の氏名)

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第5条関係)

承継編

年 月 日

和歌山県知事 様

氏 名 (法人にあっては、その名称、 所在地及び代表者の氏名)

食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 地位を承継した年月日
- 2 食鳥処理場の名称及び所在地
- 3 承継の理由 譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割
- 4 添付書類
 - (1) 地位を承継した事実を証する書面
 - (2) 届出者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
 - (3) 食鳥処理事業許可証

別記第5号様式及び別記第6号様式の規定中

「氏名又は名称

及び代表者の氏名」

「氏

名

(法人にあっては、その名称、 に改める。

所在地及び代表者の氏名)

「氏

別記第7号様式中 「氏 名 又 は 名 称 を (法人にあっては、その名称、 に改める。 及び代表者の氏名」

所在地及び代表者の氏名) 」

別記第8号様式から別記第10号様式までの規定中

「氏名又は名称

及び代表者の氏名」

名 「氏

(法人にあっては、その名称、 に改める。

所在地及び代表者の氏名) 」

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕っ て使用することができる。

和歌山県規則第58号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(営業許可申請書) 第3条 施行規則第67条の規定による申請書は、 別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書 類を添付しなければならない。 (1)~(3) 略	(営業許可申請書) 第3条 施行規則第67条の規定による申請書は、 別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)~(3) 略 (4) 施行規則第67条の規定により申請書を提出しようとする者(次項において単に「申請者」という。) が施行規則第67条ただし書の規
(4) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、知事が必要と 認める書類	定の適用を受けることとなる場合にあっては 、同条ただし書の規定により法第55条第1項 の規定による営業の許可を受けた者(以下「 許可営業者」という。)から当該営業を譲り 受けたことを証する書面の写し (5) 前4号に掲げるもののほか、知事が必要と 認める書類 2 申請者が施行規則第67条ただし書の規定の適 用を受けることとなる場合にあっては、前項第 2 号及び第3号に掲げる書類の添付を省略する

- 2 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)が、営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあっては別記第1号様式による申請書を、許可の有効期間満了の日の1月前までに提出しなければならな
- <u>3</u> 略

(営業届出書)

- 第4条 施行規則第70条の2第1項の規定による 届出書は、別記第1号様式によらなければなら ない。
- 2 略

ことができる。

る場合にあっては別記第1号様式による申請書 を、許可の有効期間満了の日の1月前までに提 出しなければならない。

4 略

(営業届出書) 第4条 施行規則<u>第70条の2</u>の規定による届出書 は、別記第1号様式によらなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条、第4条関係)

年 月 日

整理番号:

和歌山県 保健所長 様

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 55 条第 1 項 (第 57 条第 1 項) の規定に基づき次のと おり関係書類を提出します。

以	下の情		ータ活用推	進基本法(平成 2		号)の目的に沿って、					
		中間有又は) 更番号:	由田有の氏		- 一タに小都合か :話番号:	ある場合は、右の欄に	FAX 番号:	< /291%			
① 申	電子	・メールアド	レス:				法人番号:				
請者・兄	申請	青者・届出	者住所	(法人にあっては、	所在地)		1				
届出者	<i>خ</i>)	りがな)					(生年月日)				
者情報	申請	青者・届出	者氏名	(法人にあっては、	その名称及び代表	者の氏名)		年	月	日生	
	郵便	運番号:		電	話番号:		FAX 番号:				
	電子	・メールアド	レス:	<u>'</u>							
	施記	ひの所在地 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい									
	رک	りがな)									
(施記	 设の名称、	屋号又は	 商号							
図営業	رک	りがな)				資格の種類	食管・食監・調	・製・栄・	船舶・と習	・食鳥	
②営業施設情	食品	品衛生責任	者の氏名	※合成樹脂が使用器包装を製造する。	」された器具又は容 営業者を除く。	受講した講習会	講習会名称				
設情		m Data Zer volation ()						年	月	F	
報	主と	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装			自由記載						
						علم علاد					
		助販売機の 	型番 			業態					
	海·/	衛生管理の □ 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組									
	取組の種別 □ 食品の特性に応じた取組										
3		- 4									
③業種に応じた情	食品衛生法第8条に規定する指定成分等含有食品を取り扱う施設										
心じた											
情報	輸出	出する食品	を取り扱	う施設							
				営業の形	態			備考			
④営業届出	1										
届出	2	2									
	3										
5		りがな)					電話番号				
⑤担当者	担当者氏名										
者											

	_										
⑥ 申	食品衛生法第 55 条第 2 項関係										
請者 届	(1)		法又は同法に基 がなくなった日						行を終わ	り、又は執行を	
出者情	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。										
情 報	(3)	法人であ	 って、その業務を	 を行う役	:員の :	うちに(1)	 又は	(2)のいずれかに (2)のいずれかに	に該当する	 る者があるもの。	
	食品衛生法施行令 (□①全粉乳 (容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) [27] (日本 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) [27] (日本 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) [28] (日本 1,400 グラム以下である缶に収められたもの) [28] (日本 1,400 グラム以下である缶に収められたもの)										
		28 年政令第 229 第 13 条に規定す	□②加糖粉乳 □□③調製粉乳 □							と造されるもの) E法第 13 条第 1 項の	規定により
7	規格が定められたもの) る食品又は添加物 □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング										
⑦営業施設情	ھ)	 りがな)						資格の種類			
施設) 氏名 ※ 「食品律	i 生管理者证		F) 居 (杉別:	余心要		講習会名	 称	
情報	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任 (変更)						£25 54	講習会			月 日
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									営業の場合	
	② □①以外の飲用に適する水										
⑧	飲食	k店のうち簡易	島飲食店営業の	施設			生食	は用食肉の加工	又は調理	!を行う施設	
⑧業種に応じ	ふく	*の処理を行う	施設								
応じ	(ふ	 りがな)									
た情報	ふく	"処理者氏名					認定番号等				
9		施設の構造及	び設備を示す図	面面							
添付	□(飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 □										
書類											
類											
10		許可番	号及び許可年月	日			Ļ	営業の種類		備考	
宮業	1		年	月	日						
呂業許可業種	2		年	月	日						
業種	3		年 年	月 ——— 月							
/:++:	4		+	Л	Н						
備考											

(注)

- 1 食品衛生法第55条第1項の規定による申請の場合は、①から③まで及び⑤から⑩までの項目を記入すること。
- 2 ⑩の項目のうち「許可番号及び許可年月日」は、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合に記入すること。
- 3 食品衛生法第57条第1項の規定による届出の場合は、①から⑤までの項目を記入すること。
- 4 営業施設が、輸出する食品を取り扱う施設の場合、この様式に記入された情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用される。

別記第5号様式を次のように改める。	

別記第5号様式(第8条関係)

年 月 日

整理番号:

和歌山県 保健所長 様

※申請者、届出者による記載は不要です。

地位承継届

下記のとおり、営業者の地位を(譲渡・相続・合併・分割)により承継したので、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 56 条第 2 項(第 57 条第 2 項において準用する同法第 56 条第 2 項)の規定に基づき届け出ます。

	以下の情報は官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)の目的に沿って、原則オープンデータとして公開 れます。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、右の欄にチェックしてください。									
1	郵便番号:		電話番号: FAX番号:							
地位を承継する者の	電子メールアドレス	· :	法人番号:							
	届出者住所 ※法	:人にあっては、所在地								
る。	(ふりがな)			生年月日 年 月	日生					
で情報	届出者氏名 ※法	:人にあっては、その名	被相続人との続柄							
	郵便番号:		電話番号:	FAX 番号:						
	電子メールアドレス	K :	,	法人番号:						
2	譲渡した者の氏名	: (法人にあって	(ふりがな)							
譲渡	はその名称及び代	表者の氏名)								
②譲渡した者	譲渡した者の住所	〒 (法人にあって								
者	はその所在地)									
	譲渡年月日	年	月日							
	添付書類	□譲渡が行われ	れたことを証する書類							
	郵便番号:		電話番号: FAX 番号:							
	電子メールアドレス	K :								
③ 被	被相続人	の氏名	(ふりがな)							
③被相続人	被相続人	の住所								
	相続開始年月日	左	手 月 日							
	添付書類	□戸籍謄本 又	【は □法定相続情報一覧図の写し							
	100/11 目 78	□同意書(相続	E人が二人以上いる場合)							
\bigcirc	郵便番号:		電話番号:	FAX 番号:						
合盘	電子メールアドレス	X:	T	法人番号:						
に	合併により消滅	した法人の名称	(ふりがな)							
より	及び代表者氏名									
④合併により消滅した法人	合併により消滅し	た法人の所在地								
た 法 -	合併年月日	年	月日							
人	添付書類	□登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書								

⑤分割	郵便番号:			電話番号:	FAX 番号:				
	電子メールアドレ	ス:			法人番号:				
	分割前の法人の)名称及び代	表者	(ふりがな)					
	の氏名								
前の法	分割前の法人の	所在地							
人	分割年月日		年	月 日					
	添付書類	□登記事項	頁証明書	書(分割により営業を承継した法人	の登記事項証明書)				
	郵便番号:			電話番号:	FAX 番号:				
	電子メールアドレ	ス:							
	施設の所在地(自動車におい	て調理	里をする営業の場合は、当該自動車	の自動車登録番号)				
⑥ 堂	(ふりがな)								
⑥営業施設情報	施設の名称、屋	号、商号							
設	許可番号及	び許可年月日	1	営業の種類	備考				
情報	番号	年 月	日						
	番号	年 月	日						
	番号	年 月	日						
	番号	年 月	日						
	番号	年 月	日						
	郵便番号:			電話番号:	FAX 番号:				
	電子メールアドレス:								
	施設の所在地(自動車において調理をする営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)								
⑥ 営	(ふりがな)								
⑥営業施設	施設の名称、屋	施設の名称、屋号、商号							
設	許可番号及	び許可年月日	1	営業の種類	備考				
情報	番号	年 月	日						
	番号	年 月	日						
	番号	年 月	日						
	番号	年 月	日						
	番号	年 月	日						
備考									

(注)

- 1 譲渡による承継の場合は、① (「被相続人との続柄」の欄を除く。)、②及び⑥の項目を記入すること。
- 2 相続による承継の場合は、①、③及び⑥の項目を記入すること。
- 3 合併による承継の場合は、① (「被相続人との続柄」の欄を除く。)、④及び⑥の項目を記入すること。
- 4 分割による承継の場合は、① (「被相続人との続柄」の欄を除く。)、⑤及び⑥の項目を記入すること。
- 5 ⑥の営業施設情報のうち「許可番号及び許可年月日」の欄は、許可営業者の地位を承継した場合のみ記入すること。
- 6 届出営業者の地位を承継した者が自動車において営業をする場合は、「備考」の欄に当該自動車の自動車登 録番号を記入すること。
- 7 承継する営業施設が、輸出する食品を取り扱う施設の場合、この様式に記入された情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用される。

附

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕っ て使用することができる。

和歌山県規則第59号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(平成16年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正	後							
---	---	--	--	--	--	--	--	--

(地位の承継の届出)

- 第3条 省令第1条の2第1項の届書は、別記第 2号様式によるものとする。
- 2 省令第2条第1項の届書は、別記第3号様式 によるものとする。
- 3 省令第3条第1項の届書は、別記第4号様式
- によるものとする。 4 省令第3条の2第1項の届書は、<u>別記第5号</u> 様式によるものとする。

(変更等の届出)

- 第4条 省令第4条の規定による届出は、次の各 号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各 号に定める届出書によるものとする。
 - (1) 省令第1条の申請書又は省令第1条の2 第2条、第3条若しくは第3条の2の届書に 記載した事項を変更した場合 別記第6号様
 - 式 業としての公衆浴場の経営(以下「公衆浴 場営業」という。) の全部又は一部を停止した場合 別記第7号様式
 - 公衆浴場営業の全部又は一部を廃止した場 合 別記第8号様式

(地位の承継の届出)

第3条

省令第2条第1項の届書は、別記第2号様式

改正前

- によるものとする。 2 省令第3条第1項の届書は、<u>別記第3号様式</u>
- によるものとする。 3 省令第3条の2第1項の届書は、<u>別記第4号</u> 様式によるものとする。

(変更等の届出)

- 第4条 省令第4条の規定による届出は、次の各 号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。
 - (1) 省令第1条の申請書又は省令第2条、第3 条若しくは第3条の2の届書に記載した事項 を変更した場合 別記第5号様式
 - (2) 業としての公衆浴場の経営(以下「公衆浴 場営業」という。)の全部又は一部を停止し た場合 別記第6号様式
 - (3) 公衆浴場営業の全部又は一部を廃止した場 合 別記第7号様式

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

公衆浴場営業許可申請書

年 月 H

保健所長 様

申請者

住 所

氏 名

生年月日

法人にあっては、その名称及び事務所の 所在地並びに代表者の氏名

公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり公衆浴場営業の許可を申請します。

1	管理人	住所	
		氏名	
		生年月日	
2	公衆浴場	名称	
	施設	所在地	
3	公衆浴場の	· · · · 種類	
4	営業施設の)構造設備	
5	用水		
6	燃料	種類	
		1か月の所要予定量	
7	営業開始予定年月日		
8	着工(予定	三) 年月日	
9	竣工(予定	三) 年月日	
10	利用者推定	定人口	
11	疾病療養の	のための専用施設の有無	有 ・ 無

注

- . 1 燃料については、電力、電力併用、石炭、石炭併用等の区分を記入すること。 2 公衆浴場の種類として、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場 にあっては、その物質又は医薬品の名称、成分、用法、用量及び効能を記入すること。

- 1 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 営業施設の平面図、断面図、立面図及び配置図(敷地、建物、脱衣室、浴室、浴槽、便所そ の他の諸構造設備の区分のわかるもの)
- 3 土地、建物の権利関係を明らかにする書類(当該土地又は建物が他人の所有に係る場合は、 別に所有者の承諾書を添えること。)
- 4 位置見取図(付近300メートル以内に公衆浴場があれば、その位置及び距離を示したもの)
- 5 公衆浴場衛生基準等に関する条例第6条第4号の適用を受けることとなる場合にあっては、水
- 質検査の結果が第5条第1号に定める基準に適合することを証する書類 6 湯水の供給及び排出に係る配管の系統図(循環式浴槽を設置する場合は循環配管、ろ過器及 び消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口の位置が明らかであること。)
- 7 その他知事が必要と認める書類

別記第7号様式を別記第8号様式とし、	別記第2号様式から別記第6号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別
記第1号様式の次に次の1様式を加える。	

別記第2号様式(第3条関係)

公衆浴場営業譲渡承継届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者

住 所

氏 名

生年月日

法人にあっては、その名称及び事務所の 所在地並びに代表者の氏名

公衆浴場法施行規則第1条の2の規定により、次のとおり公衆浴場営業の譲渡承継の届出をします。

名称							
所在地							
公衆浴場営業許可の年月日 及び番号			年第	月	日号		
	氏名及び生年月日						
浴場業	(法人にあっては、その						
を譲渡	名称及び代表者の氏名)						
した者	住所						
	(法人にあっては、その						
	事務所の所在地)						
譲渡の年月日			年	月	目		

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

附則	
(施行期日)	
1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。	
(経過措置)	
2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを	取り繕っ
て使用することができる。	